

第 1 回金峰山少年自然の家整備運営審議会 資料についての意見等への対応について

(委員)

全体について

□意見 1

熊本県の「くまもとアートポリス」事業としない理由は。

県の事業対象項目の「地域で大切な役割を果たす公共性の高いもの。」に該当すると思うがいかがか。

■対応 1

本市では、本年 8 月に新自然の家整備基本計画を策定し、施設整備にあたっての基本理念や導入機能・施設の考え方等をまとめた基本計画を策定した。

今後、本基本計画を基に、施設整備・運営等についての実施方針等を決定することとしている。

<参考>くまもとアートポリス事業

熊本県は、環境デザインに対する関心を高め、都市文化並びに建築文化の向上を図るとともに、文化情報発信地としての熊本を目指して、後世に残る文化的資産を創造するため、「くまもとアートポリス」を推進している。

アートポリス事業は、コミッショナーからの設計者推薦、提案競技の実施提案等、プロジェクトを決定し、設計・工事、工事管理、維持管理・運営における助言や・協力をするもの。

実施方針案 P1～4

要求水準書案 P10～12

導入機能・施設について

□意見 1

「感染対策」：各宿泊室に負圧に保つ、手洗場のある前室を設けるなど、ホテルや病院の衛生対策を見習う。

■対応 1

整備・運営に際して、感染対策の必要事項を要求水準書に定める。

実施方針案 P1,2

要求水準書案 P14~16,23,55

□意見 2

「ユニバーサルデザイン」：授乳室や視覚障害対応サイン計画など、人的対応も可能

■対応 2

障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に基づいたバリアフリーの計画とし、必要事項を要求水準書に定める。

実施方針案 P2,3,29,30

要求水準書案 P2,5,7,14,16~18,28

□意見 3

「多様性の受入」：ダイバーシティの視点（LGBD 対応トイレ更衣シャワー室、教育的視点からも必要では？）

■対応 3

施設内に、多機能トイレ・シャワー室等の整備など、必要事項を要求水準書に定める。

実施方針案 P2

要求水準書案 P17~18

□意見 4

「シックスクール対策」：材料選定及び完成後の数値測定

■対応 4

シックハウス対策の必要事項を要求水準書に定める。

要求水準書案 P13,23

□意見 5

室内学習機能の「森林学習展示室」は、展示だけでなく、「森育コーナー」として、木材等に触れる体験などの木育、関連書籍や映像も含め、アクティブ・ラーニング可能な場所に。

□対応5

新施設に現在の森林学習館の機能を集約化することとしている。

- ・ 林業に関する展示及び学習
- ・ 木工体験や防災キャンプなどの体験学習プログラム
- ・ 伝承遊びなどの木育や「ネイチャーゲーム」など自然との遊び方の学習
- ・ 施設周辺の自然環境や生物多様性などの自然保護についての学習
- ・ ワークショップやフィールドワークによる森林学習 など

森林学習機能を要求水準書の必要項目に定める。

実施方針案 P2

要求水準書案 P18,61

□意見6

森のようちえん、森のほいくえん：園舎を持たない活動

■対応7

敷地内をはじめ、周辺の可能な活動範囲での自然体験活動を展開する。

実施方針案 P2

要求水準書案 P18,61

実施方針について

□意見1

施設方針に沿った評価基準をはっきりさせておく。

例えば、1) 設計提案内容の妥当性 2) 建設の実績、工夫の提案 3) 運営プログラムの内容 4) 維持メンテナンス計画 5) 収支計画など

■対応1

本審議会で、事業者の選定に係る評価基準を審議する。

実施方針案 P12～14

要求水準書案 P1

□意見2

既存体育館は、耐震性が問題ないとすれば、改修工事の方が費用が抑えられると考える。敷地内には、段差があり、新築するとなると基礎部分も大掛かりなものになってしまう恐れがある。全体の配置計画（ゾーニング）でも現在の規模よりも大

きいものは考え難い。

■対応2

体育館を解体とするか改修も可とするか、本審議会で審議する。

実施方針案 P16

要求水準書案 P10,25

民間活力導入可能性調査業務報告書について

□意見1

P12～17の事例では、開業事例は1例のみ。他は開業前であり、運営成功例としてみることはできない。

開業している横浜市の施設では、教育施設が主というより、家族でのレジャー宿泊や研修施設に事業主体が置かれており、利用料金も熊本のビジネスホテル並み。

事業者も他県をまたぐ大手のようであり、熊本の地域の事業者を育てるという観点からは、参考例になるのか疑問が残る。

PFI方式が、熊本市の教育施設運営にふさわしいのか、十分な検討が必要。

■対応1

類似施設のPFI事業の先行事例は、青少年教育施設等の官民連携事業について、施設コンセプト、施設機能、事業期間、業務範囲等の特徴を整理したもの。

本事業は、WTO政府調達協定の対象であり、熊本の事業者ばかりでなく、広く事業者を募集することになるが、多くの地元事業者が事業への参画を検討されている。

実施方針案 P6

□意見2

事業手法の評価で、PFI方式にメリットが大きいように書かれているが、この表にも疑問が残る。

従来方式のコスト削減余地が小さいとあるが、建築の同じ品質を保つのであれば、むしろ設計のアイデアや提案によっては、建設会社のVE案などで可能。

設計施工会社であれば、当然自社仕様が安価でできる訳で、コスト削減＝品質の低下ということを招く恐れもある。

■対応２

PPP 方式は、設計施工の一括性能発注による工期短縮や整備コストの削減が期待できること。維持管理・運営を含めたライフサイクルコストの削減が期待できることから、従来方式のコスト削減効果を記載している。

品質の確保は、全ての事業手法においても重要であり、品質の確保するための必要事項を要求水準書に定める。

要求水準書案 P3～7,31,34,

□意見３

従来方式では、財政支出の標準化ができないとあるが、P F I 方式では、民間が金融機関に借入することによる財政の標準化を図るということなのか？

つまり、公的施設を建てることで、金融機関に利益が出るということ？またその場合の金利などは、どのように設定するのか。公的施設の建設や運営に金融機関が主導権を握るということはないのか？金融機関が外資系ということはないのか？など、つまりP F I 方式の背景が分りにくく、ここにあるメリットが、本当の意味で公的施設へのメリットなのか疑問が残る。

■対応３

従来方式及びDBO方式では、設計・解体・建設等における整備費を市が調達する。P F I 方式では、事業者が資金を調達し、施設整備後の所有権移転により、維持管理・運営期間に平準化して事業者にサービス購入費として支払う。

P F I 事業の選定にあたっては、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、P F I 事業で実施し、より質の高いサービスの提供と事業コストの削減を目指す。

実施方針案 P1,2

要求水準書案 P1,2

□意見４

従来方式では、事業の安定性の中で、「市に経験が蓄積されている」とあるが、他には書かれていない。他の方式では、ノウハウが市に蓄積されにくい、という裏返しでもあるのではないか。ノウハウの蓄積をどうするのか、課題であることが読み取れる。それとも、今後公的な教育施設に関しては、ノウハウも資金も民間主導へ移行するという事なのか。

■対応4

熊本市においては、公共施設の整備や運営において、民間の経営ノウハウや技術力、資金を活用することにより、市民サービスの向上やコスト削減を図ることを目的として、PPP/PFI を積極的に導入することとしている。

これまで、総合福祉センターや桜の馬場城彩苑など、5件の公民連携手法（PPP/PFI）による施設整備を実施しているが、従来方式に比べると、実施事業数も少ない状況。

PFI 事業の選定にあたっては、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI 事業で実施し、より質の高いサービスの提供と事業コストの削減を目指す。

（参考）内閣府公表 PFI 事業の実施状況

「教育と文化」（276 件）と「まちづくり」などの8つの分野で818件実施
（令和2年3月31 現在）

実施方針案 P4	要求水準書案 P1,2,39,54,56,61
----------	-------------------------

□意見5

従来方式では、市が事業主体となるため、客観性が保てる。また、設計、施工、運営主体が分れるため、互いの関係性の透明性が高いメリットもある。

PFI 方式では、第三者の視点が金融機関となりはしないか？その場合は、重要視されるのが収益性ということに絞られるのではないかと懸念する。

■対応5

PFI 方式は、公民連携事業として、官民の適切な役割分担に基づき、官民パートナーシップを形成するもの。

事業にあたっては、市が実施方針、要求水準書等を策定し、事業者募集を行い、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用する。

このことにより、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供でき、より質の高いサービスの提供と事業コストの削減を目指すものであり、事業の選定、事業者選定における公平性と事業の終結に至る全過程を通じて透明性の確保が必要。

そのために、審議会等の審議内容の公開、事業決定及び事業者選定、事業運営等におけるモニタリング等を実施するなど、効果的かつ効率的な施設運営を行う。

□意見6

従来方式でのメリットとしては、市民団体などとの繋がりが挙げられる。

地元ボランティア団体やNPO法人の情報も入手しやすい。広い意味でのまちづくりにつながるメリットもある。

PFI方式の場合、民間関連企業同士の連携となってしまう、デメリットにあるように、地域の中小企業が参加しにくく、市民参加が育つのか疑問が残る。

結局は、大企業の地域参入にとどまり、少子高齢化に対応できる真の意味での地域創生につながるのか疑問が残る。

■対応6

施設運営にあたっては、地元住民との連携はもとより、地元事業者、NPO団体等との連携により、事業展開をすることを基本方針としている。

官民パートナーシップを形成し、公民連携事業の効果を発揮できるよう取り組む必要がある。また、地域の事業者とは、マーケットサウンディン等を実施しながら、多くの事業者が参画の検討を進めていただくよう取り組む。

基本計画について

□意見1

施設整備計画の具体的内容が、基本計画のP36に書かれているが、審議会資料には、建築計画の実施方針はないのか？

PFI方式の場合は、グループ委託になっているが、その場合、建築計画の具体的内容もグループ任せになってしまうのか？

大事な部分がコスト削減で向け落ちるのは避けたく、品質と性能の確保のためにも、市としての優先順位や向け落ちないよう項目づくりが必要ではないか。

■対応1

建築の具体的な内容や品質と性能の確保に向けては、要求水準書等に定める。

また、事業者選定基準等を定め、事業者提案を審査する。

実施方針案 P15,16

要求水準書案 P11～25, 32～35

その他、制度利用について

□意見 1

公的施設の質確保のためにも、監理技術者や建築士会のCPD単位専攻建築士、建築家協会の登録建築家などの制度も利用してほしい。

実施方針や事業計画の中での公的施設の質の確保の視点は、ぜひ取り入れてほしい。

■対応 1

新施設の質の確保は、重要であり、要求水準書等への記載や、事業選定基準への項目を検討する。

実施方針案 P9,10

要求水準書案 P31,38,39,41～50